

猫との幸せな暮らしのために マナーを守っていますか？

!! 最近こんな苦情や近所のトラブルが増えています !!



猫は室内で飼育するようにしましょう

猫を飼うにはマナーを守って飼う事が大切です。猫の安全や健康のためには『室内飼い』が一番です。

室内飼いのメリット

- ▶ 事故や病気の予防ができる
- ▶ 行方不明になる心配がない
- ▶ ご近所や他人に迷惑をかける心配がない

室内飼いのポイント



やむを得ず外で飼っている場合に気をつけること

外に出ている以上、他人に迷惑をかけているかもしれません。家の中に快適なトイレを作って、室内で排泄できるようにしつけることが大切です。外で飼いなれた猫をいきなり室内飼いにするのは難しいことですが、室内で飼えるように環境を整えて徐々に慣らしていきましょう。

不妊・去勢手術の重要性

猫は1年に2～3回も出産することがあります。生まれた子猫の新しい家族を見つけることは大変難しいことです。繁殖を望まないのでしたら、不妊去勢手術を行いましょう。不妊去勢手術は繁殖を制限するだけでなく、病気の予防にもつながります。また、発情期のストレス等がなくなり室内飼育がしやすくなります。

メスの場合

健康面

望まない妊娠を防ぐことができ、子宮や卵巣、乳腺等の病気の予防ができます。

行動面

発情期に伴う鳴き声が解消され、子猫の時期の幼い性格が維持できます。

オスの場合

健康面

前立腺、精巣等の病気を防ぐことができます。オス同士の喧嘩が減り、病気に感染する可能性が低くなります。

行動面

発情期に伴う鳴き声が解消され、尿によるマーキングを防止でき、攻撃性が低下し性格が穏やかになります。

万が一の逃走のため、迷子札を付けましょう。

首輪や迷子札を日頃から付けておくことは、飼い猫であることと、飼い主を明示することになり、迷子や病気あるいは交通事故の際の速やかな連絡に役立ちます。

いなくなったら…

何かアクシデントに遭った可能性が考えられます。実際保健所に保護される猫は、かなりの重症であることがほとんどです。いなくなったらすぐに捜し始めると同時に保健所に連絡してください。



動物の遺棄、虐待は犯罪です!

動物を虐待したり、遺棄する(捨てる)ことは犯罪です。違反すると、懲役や罰金に処されます。

動物をみだりに殺したり傷つけた者



2年以下の懲役又は
200万円以下の罰金

動物を虐待した者



100万円以下の罰金

動物を遺棄した者



100万円以下の罰金

捨てられた動物たちがどうなるか知っていますか?

「きっとどこかで生きている」「心やさしい人が拾ってくれる」とお思いますか?決してそうではありません。食べ物がない、他の動物に襲われる、交通事故に遭う等ほとんどは死んでしまいます。一度飼い始めた動物は終生飼養が原則です。繁殖を望まない場合には不妊去勢手術をするようにしましょう。